

草津市DX人材育成支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内における産業振興を図るため、市内事業者でデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）人材の育成、強化および底上げに取り組み、競争力の維持、強化および拡充をしようとする者に対して、予算の範囲内において草津市DX人材育成支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) DX 企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することをいう。
- (2) DX人材 デジタル技術に関する技術やスキルを持ち、その能力を活用して自社のDX化を推進する人材をいう。
- (3) プロフェッショナル人材 新たな商品・サービスの開発、その販売の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材のことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者または同法第2条第5項に規定する小規模企業者であること。
- (2) 主たる事業の内容が、総務省の定める日本標準産業分類において「製造業」以外の業種であること。
- (3) 市内に事業所等（仮設または臨時の店舗その他の設置が恒常的なものでないものを除く。）を設置し、補助対象事業を実施できること。

- (4) 市税の滞納がないこと。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者でないこと。
 - (6) 補助金の交付対象となる事業において、市の他の補助金の交付を受けていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定による許可または届出を要する事業を営む者
 - (2) フランチャイズ契約またはこれに類する契約に基づく事業を営もうとする者
 - (3) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体に係る活動をしようとする者
 - (4) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体に係る活動をしようとする者
 - (5) その他市長が適当でないとする者
(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表のとおりとする。ただし、消費税および地方消費税は除く。

- 2 補助金の額は、前項に規定する補助対象経費の合計額に2分の1を乗じた額とし、30万円を上限とする。
- 3 プロフェッショナル人材の活用を行った場合は、前項の額に10万円を上乗せした額を上限とする。ただし、プロフェッショナル人材の活用に必要な経費は、補助対象経費の合計額の3/4を超えてはならない。
- 4 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。
- 5 一の補助対象者が補助金の交付を受けられる回数は、1回までとする。
(交付申請書の添付書類)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、同項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画概要書（別記様式第1号）
 - (2) 実施する事業に関する補足説明資料
 - (3) 法人の場合にあつては、履歴事項全部証明書の写し
 - (4) 個人事業主の場合にあつては、開業届の写し
 - (5) 財務明細書（貸借対照表、損益計算書）
 - (6) 市税の納税証明書
 - (7) その他市長が必要とする書類
- （意見の聴取）

第6条 市長は、前条に規定する申請があつた場合、補助金の交付にあつては、学識経験者その他関係団体等の意見を聴くものとする。

（実績報告書の添付書類）

第7条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実績概要報告書（別記様式第2号）
- (2) 事業に要した費用の支払を証する書類の写し
- (3) その他市長が必要とする書類

2 前項の補助事業等実績報告書の提出期限は、事業完了後1月以内または当該補助金の交付決定のあつた日の属する年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年5月10日から施行する。

別表（第4条第1項関係）

| 区分 | 内容 |
|-------------------------|----------------------|
| eラーニング等の受講に要する経費 | 受講料、負担金、教材費、管理料、登録料等 |
| 外部の講師を招いて実施する内部研修に要する経費 | 謝礼、旅費、教材費、会場費、設備使用料等 |
| 外部研修の参加に要する経費 | 受講料、負担金、教材費、旅費等 |
| 外部の専門家を招いて技術指導を受ける費用 | 謝礼、旅費等 |
| プロフェッショナル人材の活用に要する経費 | 報酬費、委託費等 |
| その他 | 市長が必要と認める経費 |

別記
様式第1号(第5条第1号関係)

計画概要書

1 計画概要

| | | | |
|------------------------|---|--------------------------|--|
| 名称 | | | |
| 代表者名 | (役職名) | (氏名) | |
| 本社所在地 | 〒 | | |
| 本事業実施場所 所在地 | 〒 | | |
| 資本金 | 万円 | 従業員数 | |
| 設立年月日 | | 業種 (日本標準産業分類 ・中分類) | |
| 連絡担当者 | 職名 TEL e-Mail | 氏名 FAX | |
| 業務内容 | | | |
| その他補助金の活用の 有無 | <input type="checkbox"/> 有 (有の場合：活用する補助金名を明記) <input type="checkbox"/> 無 | | |
| D X (人材育成)計画の 目的・目標 | | | |

| | |
|---|-----------|
| 現状の課題 | |
| DX（人材育成）計画の全体像（長期計画） ・長期的な計画について人材育成を中心に具体的に明記 | 1年目（申請年度） |
| | 2年目 |
| | 3年目以降 |

| | | |
|-----------------------------------|------------------|-----------|
| D X 推進担当者の 設置人数 | 1 年目 (申請年度) 名 | 3 年後 名 |
| 目標・期待される効果 (改善される項目や数 値を記載) | | |
| 補助対象事業 | | |

2 経費の内訳

(単位：円)

| 経費区分 | 項目 | 単価 | 数量 | 補助事業に 要する経費 (消費税等を除く) | 交付申請額 (千円未満切捨) (1/2) |
|-------------|----|----|----|-----------------------------|----------------------------|
| 補助対象 経費 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 補助対象 外経費 | | | | | / |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合計 | | | | | |

別記

様式第2号(第7条第1項第1号関係)

実績概要報告書

1 計画概要

| | |
|------------|--|
| 名称 | |
| 本事業実施場所所在地 | 〒 |
| 連絡担当者 | 職名 TEL e-Mail 氏名 FAX |
| 事業計画名 | |
| 実施事業期間 | |
| 実施結果 | (設定された目標・成果がわかるように可能な限り数値化して記載してください。) |
| 今後の展望 | |

2 経費の内訳

(単位：円)

| 経費区分 | 項目 | 単価 | 数量 | 補助事業に 要する経費 (消費税等を除く。) | 実績額 (千円未満切捨) (1/2) |
|-------------|----|----|----|------------------------------|--------------------------|
| 補助対象 経費 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 補助対象 外経費 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合計 | | | | | |

